

令和3年6月22日
商工労働部観光企画課
電話043(223)2419

「宿泊事業者による感染防止対策等支援事業」について

県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、宿泊事業者が行う感染防止対策に取り組むための経費を支援します。

事業実施に伴い、6月25日にコールセンターを開設し、7月15日から申請の受付を開始します。

※令和3年5月28日発表「令和3年度一般会計補正予算（第6号）の専決について」記載事業

1 事業概要

(1) 対象

旅館業法に基づく営業の許可を受けた宿泊施設
(ただし、店舗型性風俗特殊営業を営む宿泊事業者を除く。)

(2) 支援対象経費（詳細は別紙参照）

- ① 感染拡大予防ガイドライン等に対応するための経費
 - ・感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の導入に要する経費
 - ・専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費 等
- ② 感染防止に資する新たな需要に対応するための取組に要する経費
 - ・マイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修や非接触チェックインシステムの導入 等

※昨年5月14日以降の支出について、遡及適用して支援します。

(3) 支援額

1施設当たり、支援対象経費の1/2の額とし、かつ、下の表に掲げる区分に従い、上限額を定めて支援します。

区分		上限額
客室数	従業員数	
9室以下	9人以下	50万円
10～29室	10～29人	100万円
30～49室	30～99人	300万円
50室以上	100人以上	500万円

※上限額を定める区分については、客室数を原則としますが、従業員数を選択することも可能です。
(裏面あり)

2 コールセンターの開設について

(1) お問い合わせ先

千葉県宿泊施設感染対策支援事務局

- ・TEL 0570-020166
- ・FAX 043-224-5510
- ・Email chiba-shukuhaku@jtb.com
- ・URL <https://chiba-shukuhaku.com/>

(2) 受付期間

令和3年6月25日（金）～令和4年2月28日（月）

平日 9:00～18:00

※土日祝及び年末年始（令和3年12月29日（水）～令和4年1月3日（月））を除く

3 申請受付について

申請回数については、期間ごとに各1回。（最大2回まで）。ただし、第1期の申請で上限額に到達した場合には、第2期の申請をすることはできません。

(1) 申請先

千葉県宿泊施設感染対策支援事務局

(2) 申請方法

郵送またはオンライン（誓約書等の一部申請書類については郵送が必要です。）

(3) 申請期間等

① 第1期

- ・申請期間：令和3年7月15日（木）～令和3年10月14日（木）
- ・対象：令和2年5月14日（木）～令和3年6月30日（水）までに支払をした経費

② 第2期

- ・申請期間：令和3年10月15日（金）～令和3年12月28日（火）
- ・対象：令和3年7月1日（木）～令和3年11月30日（火）までに支払をした経費

※詳細については、後日、上記事務局ホームページ等でお知らせします。

・ 支援対象経費

① 感染拡大予防ガイドライン等に対応するための経費

宿泊事業者が感染拡大予防ガイドラインを踏まえて導入する消毒設備や遮蔽用のアクリル板、サーモグラフィ等の検温用機器、サーキュレーターなどの導入経費が対象となります。消耗品についても、感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染症対策のための必需品であれば対象となります。また、専門家による感染症対策の検証等のソフト経費も対象となります。

【具体的な支援対象品目例】

(機器類) サーモグラフィ、体温計、サーキュレーター、

パーティション、遮蔽用アクリル板、CO₂濃度測定器 等

(必需品) マスク、フェイスシールド、ビニール手袋、遮蔽用ビニール、

アルコール消毒液、使い捨て食器類 等

(専門家経費) 感染防止策に係る研修等を実施する際の経費 (会場費、謝金、旅費等)

② 感染防止に資する新たな需要に対応するための取組に要する経費

ワーケーションスペースを用意するための改修・無線LANの整備、食事スペースの改修やテーブル・什器の購入、非接触チェックインシステムの導入など、前向きな投資に要する設備改修費や物品購入費等を対象とします。